

## 平成28・29年度建設工事業者登録における主観点及び級別格付表の見直しについて

伊勢崎市では平成28・29年度の建設工事業者登録にあわせ、平成28年4月1日より主観点及び級別格付表の見直しを実施し、平成28年度の格付より適用となります。なお、本件の見直しの対象は伊勢崎市に本店を有する業者です。

### 1. 主観点の見直し

- (1) 一昨年の大雪や昨年の突風による被害等により、災害活動に対する意識がより高まっていることから、防災活動の状況に災害応急対策業務の活動実績の項目を追加します。伊勢崎市が要請し、災害応急対策業務のために出動した回数1回につき4点を加点します。但し20点を限度とします。業者登録定期申請時に伊勢崎市への個別添付書類として既に提出済の「防災活動従事証明書」を基に算定します。
  - (2) 近年県内で労働災害が増加していることから、労働災害防止についてより強化するため、安全対策の状況の加点をこれまでの5点から10点に変更します。
- ・上記(1)・(2)以外の主観点については変更ありません。

### 2. 級別格付表の見直し

1. の主観点見直しにより、主観点は最大で25点増となります。これに伴い級別格付表の総合点数(格付点数)についても、全ての業種・等級で一律25点増とします。

級別格付表 (平成28年4月1日以降)

土木工事業者		建築事業者		電気・管事業者		ほ装工事業者		造園工事業者		その他の工事業者	
等級	総合点数	等級	総合点数	等級	総合点数	等級	総合点数	等級	総合点数	等級	総合点数
A	特定かつ 855点以上	A	特定かつ 885点以上	A	805点以上	A	755点以上	A	705点以上	A	755点以上
B	855点以上 の一般又は 705点以上 855点未満	B	885点以上 の一般又は 705点以上 885点未満	B	805点未満	B	755点未満	B	705点未満	B	755点未満
C	705点未満	C	705点未満								

※ 1. (1)において、「防災活動従事証明書」は定期申請時に既に伊勢崎市に提出済みとなっていますが、今回の見直しに伴い、未記入の活動実績(平成26年1月1日から平成27年12月31日まで)がある業者については「防災活動従事証明書」の再提出を認めます(再提出を強制するものではありません。また変更がない場合は、提出は不要です。)再提出する場合は平成28年2月12日必着で契約検査課まで提出して下さい(郵送又は持参)。なお、締切りを過ぎて提出されたものについては、変更は認めません。